

市第21号議案

横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例の制定

横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例

（設置）

第 1 条 横浜市における新しい時代の象徴となり、かつ、持続可能なまちづくりを実現することを目指して行う山下ふ頭の再開発事業（以下「山下ふ頭再開発事業」という。）の適正な実施を図るため、市長の附属機関として、横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 山下ふ頭再開発事業を行う事業者の選定に関すること。
- (2) 山下ふ頭再開発事業を行う事業者と締結する山下ふ頭再開発事業に係る協定その他の契約に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 9 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

- 3 市長は、委員会に特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

山下ふ頭再開発事業の適正な実施を図る目的で、市長の附属機関として横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会を設置するため、横浜市山下ふ頭再開発事業審査委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

第 138 条 の 4 （ 第 1 項 及 び 第 2 項 省 略 ）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条 の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

